介護保険負担限度額認定申請書

2025年8月~ 新規用

(申請先) 安芸高田市長

2025年 7月 10日

申請日を記入

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	アキタカ タロウ	被保険者番号 3 8 1 0 0 0 0 0 1 2
被保険者氏名	安芸高 太郎	個人番号 1 2 3 4 5 0 0 9 8 7 6 5
 生年月日	昭和 23年 4月 8日	性 別 (男) · 女
,,,,,,	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田730番地	L 33 (3)
住 所 連絡先 0826-42-5618		
入所(院)した	□ 〒 731-0000 安芸高田市吉田町吉田0000番地	特別養護老人ホーム安芸高田
介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先 0826-42-5619	
入所(院)年月日 (※)	2023 年 9月 1日 (※)	介護保険施設に入所(院)していない場合及び トステイを利用している場合は、記入不要です。
配偶者の有無	有・無	左列をいる「価」の場合は、NTの
フリガナ	アキタカーハナコ	配偶者に関する事項を記入
配 氏 名	安芸高 花子	
偶 生年月日 者 生年月日	昭和 28年 11月 3日	個人番号 1 2 3 4 5 0 0 9 8 7 6 6
に	〒 731-0501 安芸高田市吉	田町吉田730番地
す		連絡先 0826-42-5618
る 本年1月1日 事 現在の住所	本年1月1日の住所と、現在の住所が異な	る場合のみ記入
項 (現住所と異なる場合)	中中1711日 0 日77年,3日 0 日77日	0-20 11 0707 1157 (
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税	該当する方に〇
申請する	□ ①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢	龄 短排任全受 经 考
ところに	③市町村民税世帯非課税者であって、	4月日11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年
チェック	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額	、その他の合計所得金額の合計額が ださい、以下同じ、)
チェック	課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に〇レてく) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場	ださい。以下同じ。)
する申告	課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下です。(受給している年金に〇レてく)	<u>ださい、以下同じ。</u>) け合は、O ります。以下同じ。
する申告	課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○してく) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 要給している場 理税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円を超え、120万円以下 です。 ⑤市町村民税世帯非課税者であって、	ださい、以下同じ。 場合は、O ります。以下同じ。 ります。以下同じ。 は、その他の合計所得金額の合計額が
する 申告 預貯金等 の合計額	課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○してく) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場 受給している場 受給している場 理税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円を超え、120万円以下 です。	ださい、以下同じ。 会は、〇 とます。以下同じ。 近、その他の合計所得金額の合計額が 現、その他の合計が 現金や負債等がある場
する 申告 預貯金等 の合計額 を記入し、	課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○してく) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 要給している場 要給している場 で書年金】の収入額 年額80.9万円を超え、120万円以下 です。 ⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額120万円を超え ます。 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦	ださい、以下同じ。 場合は、〇 ります。以下同じ。 頃、その他の合計所得金額の合計額が 頃、その他の合計 現金や負債等がある場合は内容と額を記入
する 申告 預貯金等 の合計額	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○レてく)※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場	ださい、以下同じ。 場合は、〇
する申預貯金等の合計組し、表件に該	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下です。(受給している年金に○レてく)※ 寡婦年金、かん夫年金、 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ださい、以下同じ。 は、その他の合計所得金額の合計額が 現金や負債等がある場合は内容と額を記入 のの方円)以下です。 がは1000万円(夫婦2000万円)以下です。 は1000万円(夫婦2000万円)以下です。 には1000万円(大婦2000万円)以下です。 では1000万円(大婦2000万円)以下です。 では1000万円(大婦2000万円)以下です。 では1000万円(大婦2000万円)以下です。
する 申 預貯金等額 の記件にいる場合にはる場合は	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○レてく) ※ 寡婦年金、かん夫年金、『 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 受給している場 です。 □ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円を超え、120万円以下です。 □ 調税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額120万円を超えます。 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦 ④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同150 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③~⑤の方 預貯金額	#ます。以下同じ。
する 申	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○レてく)※ 寡婦年金、かん夫年金、 受給している場 受給している場	#ます。以下同じ。
まする ・ 一	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下です。(受給している年金に○してく)※ 寡婦年金、かん夫年金、母 受給している場	#ます。以下同じ。
事 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 毎 日 日 日 日 日	□ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額 年額80.9万円以下 です。(受給している年金に○レてく)※ 寡婦年金、かん夫年金、 受給している場 受給している場	#ます。以下同じ。

注意事項

申請者が本人以外の場合は記入

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添 付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。 (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定 に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

安芸高田市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等 の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配 偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

申請日を記	<u>з</u> д
年	月日
<本人>	本人の住所と氏名を記入 ※住民票上の住所
<u>住所</u> 氏名	
<配偶者> ——	配偶者がいる場合は、配偶者の住所と氏名を記入 ※「 同上 」は不可
住所	
	代筆した場合は、代筆者の住所と氏名を記入 ※申請者が代筆した場合は、□申請代理者と同じにチェック
<代筆した場合>	□ 申請代理者と同じ
住所	
氏名	
_本人との関係	